

## 議決権の行使について

### 【 議決権行使の目的と基本姿勢について 】

議決権行使指図は受益者及び顧客の利益を図るためにのみこれを行うものとし、当社又は受益者及び顧客以外の第三者の利益を図る目的でこれを行いません。また、系列又は取引関係等を理由に、議決権行使指図の判断を歪めることはありません。

受益者及び顧客の利益とは、企業価値（株式価値）の増大又はその価値の毀損防止を意味します。

当社は、議案に賛成、反対、棄権、白紙委任のうちいずれかを選択のうえ、議決権行使指図を行うものとします。議決権行使の基準日以降、株式を全て売却した場合においても、議決権行使指図に努めます。

以上は国内株式の議決権行使指図について適用される規定ですが、外国株式に係る議決権の行使についても、当該国の実情に応じ、適切にその指示を行うよう努めます。

### 【 議決権行使のガイドライン 】

当社は議決権行使の指針として、社内規程を定めています。また、当社関係外国法人である運用委託先は、それぞれ議決権行使の指針としてガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を定め、それに従い運用委託に係る議決権行使の判断を行います。

### 【 議決権行使に係る意思決定プロセス及び体制 】

当社は、当社関係外国法人である運用委託先に議決権行使判断を委任し、運用委託先はガイドラインに従い、当社関係外国法人である Franklin Templeton Companies, LLC の the Proxy Group（以下、「プロキシ部門」という。）に議決権等行使判断を委任します。プロキシ部門は、議決権行使助言サービスを提供する第三者機関 Institutional Shareholder Services, Inc.（「ISS」）又は Glass Lewis & Co. から議案の詳細な分析情報の提供及び議決権行使の助言を受け、議決権行使の判断を行います。